

「しいたけの品質表示Q&A（平成17年5月改訂版）」の一部改正について（平成20年10月1日付）

改 正	現 行
<p>Q15 中国で植菌(接種)されたしいたけ原木(ほだ木)又は菌床培地を完熟状態で輸入し、日本国内で生しいたけを発生させ、乾燥して選別・包装・加工した乾しいたけの「原料原産地名」の表示の仕方について教えてください。</p> <p>A: 乾しいたけの原料となる生しいたけについては、他の農畜水産物と同様に「長いところルール」が適用され、植菌(接種)後、原木(ほだ木)や菌床培地を移動し、生産された場合は、植菌(接種)から最初の収穫が行われるまでの期間のうち、生産期間が一番長い場所が原産地となります。</p> <p>このため、質問にあるような乾しいたけの原料となる生しいたけについては、中国産となりますので、中国産の生しいたけを乾燥して作られた乾しいたけの場合にあっては、原料原産地名欄に「中国」と記載する必要があります。</p> <p>例) 名 称 乾しいたけ            原材料名 しいたけ(原木又は菌床である旨)            原料原産地名 中国</p>	<p>Q15: 中国で植菌されたしいたけ原木(ほだ木)又は菌床培地を輸入し、日本国内で生しいたけを発生させ、乾燥して選別・包装・加工した小袋の乾しいたけの表示方法を教えてください。</p> <p>A: 日本国内で発生させた生しいたけを乾燥して、乾しいたけを製造した場合、乾しいたけの「原料原産地」は、「日本」となります。</p>
<p>Q30: 海外で植菌(接種)されたしいたけ原木(ほだ木)又は菌床培地を完熟状態で輸入し、日本国内で発生させた生しいたけの原産地の記載方法を教えてください。</p> <p>A: しいたけについても、他の農畜水産物と同様に「長いところルール」が適用され、植菌(接種)後、原木(ほだ木)や菌床培地を移動し、生産された場合は、植菌(接種)から最初の収穫が行われるまでの期間のうち、生産期間の一番長い場所が原産地となります。</p> <p>このため、海外で植菌(接種)、培養された原木(ほだ木)や菌床培地を輸入し、日本国内で生しいたけの生産を行った場合の原産地は、輸入品となり「原産国名」を記載しなければなりません。</p>	<p>Q30: 輸入されたほだ木や菌床培地を使用して生産された生しいたけの原産地の記載方法を教えてください。</p> <p>A: ほだ木や菌床培地を輸入して、国内で生しいたけの生産を行った場合の原産地は、「日本」となることから、生産された都道府県等を原産地として記載します。</p>